

# 同意書兼誓約書

年 月 日

(宛先) 名古屋市障害者スポーツセンター所長

団体名

---

代表者名 (自署)

---

(※以下の項目および裏面記載事項を十分にご確認のうえ、ご提出をお願いします)

- ◆ 裏面記載の「各利用施設における、共通の注意事項」などを順守し、適正に施設を利用することを誓約します。もし不適切な利用実態が判明した際には、利用を承認せず、又は利用団体登録を取り消されても異議の無いことを誓約します。
- ◆ 名古屋市暴力団排除条例に規定に基づき、施設利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるときは、利用を承認せず、又は利用団体登録を取り消されても異議の無いことを誓約します。かつ、施設利用者が暴力団関係者でないことを確認するため、施設が必要に応じて氏名、生年月日、性別等を名東警察署に照会することに同意します。

## 施設利用にあたってのお願い

次の注意事項を守っていただけない場合または虚偽の申請が判明した場合は、利用の承認後であっても施設の使用を中止させていただくことがあります。また、今後、施設の利用ができなくなることもありますので、ご理解ご協力をお願いします。

### <各利用施設における、共通の注意事項>

- 利用時間は厳守してください(準備、後片付けも利用時間に含まれます)。
- 予約後に利用できなくなった場合は、速やかに取消しの手続きをしてください。
- 利用の際には、施設職員の指示に従ってください。
- 使用後は使用した器具などを所定の位置に戻し、ごみは持ち帰ってください。
- 施設、設備、備品等に異常を発見した場合や破損した場合は、必ず施設職員にご連絡ください。
- 利用団体として登録された団体は、登録をした団体の構成員でご利用ください。
- 利用承認後であっても、緊急の修繕などで利用できなくなることがありますことをご了承ください。
- 当センター敷地内(駐車場など屋外を含みます)は全面禁煙です。
- 施設によって利用できる種目が決められていますので、必ず種目を確認し、お申し込みください。
- 施設近隣住民および、センター内の他の利用者の迷惑となるような行為(大声、騒音など)はおやめください。

<次に該当する場合、登録を取り消しさせていただく場合がございます。>

- ① 登録の内容に虚偽や不正があったとき
- ② 当センター職員の指示に従わないとき
- ③ 登録要件を欠いたとき
- ④ 当センターが登録者として不適格と認めるとき
- ⑤ 登録内容に変更があったにもかかわらず届け出を怠ったとき
- ⑥ 登録証や利用許可証を他人に譲渡したり、貸与したとき
- ⑦ 施設予約後に、その予約枠を他団体に譲渡したとき
- ⑧ 実質的に1つの団体が2つ以上の団体名義を使用して登録していることが判明したとき
- ⑨ 営利目的の活動を行ったとき

※営利目的の例

- ・ 入場料・参加費を徴収するもので実費(使用料・消耗品代等)を大きく上回るもの
- ・ 施設敷地内で直接金銭の授受を伴う販売行為をすること
- ・ 一般の参加者を募り、特定の企業の製品等の宣伝・広告・勧誘の類を行うもの